

東松島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 制定の趣旨

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体にも法が一律に適用されることになりました。

これに伴い、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する「東松島市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）」を制定するものです。

2 法施行条例の主な内容

(1) 開示請求に係る手数料について

法第89条第2項は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める手数料を納めなければならないと規定しています。ただし、国は、条例で無料とすることも妨げられないとしています。

現行の東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号。以下「現行条例」という。）では、開示請求に係る手数料は徴収しないと規定するとともに、コピー代等の費用については請求者に負担いただいております。

法施行条例では、現行条例の規定に倣い、手数料を徴収しないと規定することで開示請求者の負担軽減を図ります。なお、コピー代等の費用については、これまでどおり請求者に負担していただきます。

(2) 開示決定等の期限について

法第83条第1項は、「開示請求があった日から30日以内」に、開示（全部又は一部）・不開示の決定をしなければならないと規定しています。また、法108条は開示の手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めることができると規定しています。この点について、国は、30日以内の任意の期間とすることは認めらるるとしています。

現行条例は、開示決定までの期間につき、「請求があった日から起算して15日以内」と規定しています。

法施行条例では、「開示請求があった日から14日以内」に開示に係る決定をするとして規定することで、早期決定に対する請求者の期待を保護します。なお、「開示請求があった日から起算して15日以内」（現行条例）と「開示請求があった日から14日以内」（法施行条例）は、表現は違うものの同じ期間を指しています。

(3) 審査会への諮問について

法129条は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問できると規定しています。

現行条例は、審査請求があったときに審査会に諮問する規定を置くとともに、一定の重要事項について、審査会の意見を聴く規定を置いています。

法施行条例では、法及び現行条例の規定を尊重し、審査請求以外の重要事項についても審査会に諮問できるとし、個人情報の適正な取扱いを図ります。

3 東松島市議会への上程予定
令和5年第1回定例会（2月定例会）

4 施行予定日
令和5年4月1日